

第195回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2024年6月27日（木曜日） 午前10時

開催場所 名古屋市熱田区三本松町1番1号
当社本店

決議事項 <会社提案>
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

<株主提案>
第4号議案 剰余金の処分の件

目次

ごあいさつ	1
招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
事業報告	18
連結計算書類	37
計算書類	39
監査報告	41



代表取締役社長 **田中 尚**

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より当社グループの経営に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

私ども日本車両は、1896年の設立以来一世紀を超え、鉄道車両製造のトップメーカーとしてわが国の鉄道の発展に貢献するとともに、各種輸送用機器、橋梁、建設機械、車両検修設備ほか、関連分野へ事業領域を拡大し「インフラストラクチャー創造企業」として社会基盤の発展に貢献してまいりました。

当社は、最高品質のものづくりを通じて、社会基盤の充実と発展に幅広く貢献するという企業理念のもと、品質と生産性の向上を推進し、お客様のニーズを捉えた付加価値の高い製品を実現することにより、競争力を高め収益力を強化し、企業価値の向上に努めてまいりました。これからも、創業以来の“ものづくり”に真摯に取り組む姿勢を大切に、当社グループ一丸となって当社の果たすべき社会的使命を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き当社グループの経営につきまして、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

企業理念

**私たちは、健全経営のもと、最高品質のものづくりを通じて、
社会基盤の充実と発展に幅広く貢献していきます**

株主各位

〔証券コード7102〕

2024年6月6日

名古屋市熱田区三本松町1番1号

日本車輛製造株式会社

代表取締役社長 田中 守

第195回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第195回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.n-sharyo.co.jp/finance/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本車輛」又は「コード」に当社証券コード「7102」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7102/teiji/>



なお、当日ご出席いただくほか、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、2024年6月26日（水曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月27日（木曜日）午前10時
2 場 所	名古屋市熱田区三本松町1番1号 当社本店
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第195期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第195期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p><会社提案></p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件</p> <p><株主提案></p> <p>第4号議案 剰余金の処分の件 株主提案（第4号議案）に係る議案の要領は、後記「株主総会参考書類」（15頁から17頁まで）に記載のとおりであります。</p>
4 その他招集にあたっての決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示が無い場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。 第1号議案と第4号議案は相反する関係にあるため、書面又はインターネットにより第1号議案及び第4号議案のいずれにも賛成する旨の議決権行使があった場合は、第1号議案及び第4号議案への議決権の行使は無効としてお取り扱いいたします。 インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 書面とインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権として取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本定時株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を掲載した書面をお送りいたします。なお、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項を除いております。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書、連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書、個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。なお、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案は「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年6月27日(木曜日)
午前10時



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後5時10分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後5時10分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 議決権行使数 票

日本車輻製造株式会社 御中

趣意: 2024年6月27日開催の第19回定時株主総会(株主総会)は、議案を含むこの参考書類に基づき、右記「賛否」欄で表示の上、議決権を行使します。

2024年6月 日

各議案につき賛否の表示をされる場合は、必ず「賛」または「否」の欄に○印を記入してください。また、議決権を行使する場合は、必ず「賛」または「否」の欄に○印を記入してください。

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の場合は、この議決権行使書を取り替えずそのまま会場受付にご提出ください。

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案
会社提案	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否

お 願 い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月26日午後5時10分までに返送する必要があります。
- 第2号議案の賛否をご表示の際は、一部の株主総会参考書類に記載されている場合は、「株主総会参考書類」に記載の写しと異なる部分をご確認ください。
- 賛否の表示は、用紙のバーコードにより、読み取りが正確に行われます。
- 議決権をインターネットで行使される場合は、予めインターネット上で議決権行使書用紙のダウンロードをお願いします。

日本車輻製造株式会社

第4号議案は株主様からの提案によるものです。当社取締役会は本議案に反対しております。詳細につきましては15頁から17頁をご参照ください。

こちらを切り取ってご返送ください。

各議案の賛否をご表示ください。

▶ 賛成の場合: 「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合: 「否」の欄に○印

会社提案・当社取締役会の意見にご賛同いただける場合は、右図のようにご記入ください。

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
会社提案	○	○	○	
株主提案	○	○	○	○

書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

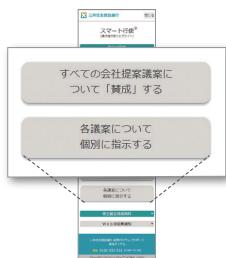
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「すべての会社提案議案について「賛成」する」を選択すると、会社提案議案には賛成、株主提案議案には反対が入力されます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来にわたり安定的な株主利益を確保するため、積極的な事業展開を推進し、長期的に安定配当を維持していくことを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び内部留保等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円 総額 216,476,940円
(中間配当金を含めた1株あたりの年間配当金は、中間配当金10円を含め、合計25円となります。)
- (3) 当該剰余金の配当がその効力を生じる日
2024年6月28日

第2号議案

取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	田中 守 <small>たなか まもる</small>	代表取締役 取締役社長	再任
2	子安 陽 <small>こやす あきら</small>	代表取締役 取締役副社長	再任
3	田山 稔 <small>たやま みのる</small>	常務取締役 企画本部長	再任
4	深谷 道一 <small>ふかや みちかず</small>	取締役 建設機械本部長	再任
5	新美 篤志 <small>にいみ あつし</small>	社外取締役	再任 社外 独立
6	西畑 彰 <small>にしはた あきら</small>	社外取締役	再任 社外 独立
7	加藤 倫子 <small>かとう みちこ</small>	社外監査役	新任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

たなか
田中まもる
守

(1958年8月5日生 男性)

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1982年 4月 日本国有鉄道入社
 2010年 6月 東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部車両部長
 2014年 6月 同執行役員関西支社長
 2016年 6月 同執行役員総合技術本部副本部長・技術企画部長
 2016年 6月 当社監査役
 2018年 6月 東海旅客鉄道株式会社取締役常務執行役員新幹線鉄道事業本部長
 2020年 6月 同代表取締役副社長鉄道事業本部担当、安全部門統括担当
 2023年 6月 当社代表取締役取締役社長（現在）

所有する当社株式の数

100株

取締役候補者とした理由

田中 守氏は、東海旅客鉄道株式会社において主として鉄道車両における技術・開発に関する業務に従事し、取締役常務執行役員及び代表取締役副社長を歴任の後、2023年からは当社において代表取締役社長を務めております。技術全般及び経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、こうした同氏の能力、識見、経歴は、当社グループの健全経営の維持及び一層の発展を実現していくにあたり相応しいものであり、当社の取締役として適任であると考えております。



候補者番号

2

こやす
子安あきら
陽

(1958年1月27日生 男性)

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1980年 4月 当社入社
 2006年 6月 同鉄道車両本部資材部長
 2009年 2月 同鉄道車両本部企画部長
 2010年 6月 同執行役員鉄道車両本部企画部長
 2010年10月 同執行役員
 NIPPON SHARYO U.S.A., INC. 取締役社長
 2016年 6月 当社常務執行役員
 NIPPON SHARYO U.S.A., INC. 取締役社長
 2018年 6月 当社代表取締役専務取締役、企画本部長、管理部門担当、コンプライアンス管掌
 2023年 6月 同代表取締役取締役副社長、管理部門担当、コンプライアンス管掌（現在）

所有する当社株式の数

3,300株

取締役候補者とした理由

子安 陽氏は、当社において、主として鉄道車両事業における資材・企画に関する業務に従事し、2018年からは当社代表取締役専務取締役、2023年からは代表取締役副社長を務めております。鉄道車両事業及び経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、こうした同氏の能力、識見、経歴は、当社グループの健全経営の維持及び一層の発展を実現していくにあたり相応しいものであり、当社の取締役として適任であると考えております。



所有する当社株式の数

1,000株

候補者番号

3

た や ま
田山

みのる
稔

(1962年7月22日生 男性)

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1985年 4 月	当社入社
2010年10月	同鉄道車両本部製造部長
2015年 4 月	同鉄道車両本部高速車両製造部長
2016年 6 月	同鉄道車両本部豊川製作所長
2017年 6 月	同執行役員鉄道車両本部副本部長、鉄道車両本部企画部長
2019年 6 月	名古屋臨海高速鉄道株式会社取締役（非常勤）（現在）
2019年 6 月	当社執行役員鉄道車両本部副本部長、鉄道車両本部技師長
2020年 6 月	同取締役企画本部長
2023年 6 月	同常務取締役企画本部長（現在）

取締役候補者とした理由

田山 稔氏は、当社において、主として鉄道車両事業における製造・企画に関する業務に従事し、2023年からは常務取締役企画本部長を務めております。鉄道車両事業及び経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、こうした同氏の能力、識見、経歴は、当社グループの健全経営の維持及び一層の発展を実現していくにあたり相応しいものであり、当社の取締役として適任であると考えております。



所有する当社株式の数

800株

候補者番号

4

ふ か や
深谷

み ち か ず
道一

(1959年12月22日生 男性)

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1982年 4 月	日熊工機株式会社入社
1999年 1 月	当社入社
2010年 6 月	同機電本部管理部長
2012年12月	同機電本部鳴海製作所長
2017年 7 月	同人事部副部長
2018年 6 月	同執行役員総務部長
2020年 6 月	同執行役員機電本部長
2022年 6 月	同取締役機電本部長
2024年 4 月	同取締役建設機械本部長（現在）

取締役候補者とした理由

深谷道一氏は、当社において、主として建設機械事業における企画に関する業務に従事し、2022年からは取締役機電本部長（2024年4月からは組織改正により取締役建設機械本部長）を務めております。建設機械事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、こうした同氏の能力、識見、経歴は、当社グループの健全経営の維持及び一層の発展を実現していくにあたり相応しいものであり、当社の取締役として適任であると考えております。



候補者番号

5

にいみ
新美

あつし
篤志

(1947年7月30日生 男性)

再任

社外

独立

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1971年 4月	トヨタ自動車工業株式会社（現 トヨタ自動車株式会社）入社
2000年 6月	同取締役元町工場長・堤工場長
2004年 6月	同取締役
2005年 6月	同専務取締役生産管理・物流本部長、製造本部長
2006年 6月	同専務取締役生産企画本部長
2007年 6月	同専務取締役調達本部長
2009年 6月	同代表取締役副社長
2009年 6月	株式会社ジェイテクト監査役
2013年 6月	同代表取締役会長
2014年 6月	株式会社名古屋証券取引所取締役（非常勤）（現在）
2015年 3月	ヤマハ発動機株式会社取締役
2016年 6月	当社社外取締役（現在）

所有する当社株式の数

1,000株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

新美篤志氏は、トヨタ自動車株式会社代表取締役副社長や株式会社ジェイテクト代表取締役会長を歴任するなど、生産管理や企業経営に関する豊富な経験及び幅広い見識を有しております。こうした同氏の能力、識見、経歴に基づき、当社グループの健全経営の維持及び一層の発展を実現していくにあたり、社外取締役としての監督と有益な助言をいただくことを期待しております。



候補者番号

6

にしはた
西畑

あきら
彰

(1955年5月27日生 男性)

再任

社外

独立

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1980年 4月	三井造船株式会社（現 株式会社三井E & Sホールディングス）入社
2013年 6月	同取締役経営企画部担当
2015年 6月	同取締役経営企画部及び技術開発本部担当
2016年 4月	同取締役常務執行役員経営企画部、技術開発本部、営業推進部及び環境安全管理部門担当、海洋事業推進部長
2016年10月	同取締役常務執行役員企画本部長、技術開発本部及び環境安全管理部門担当
2017年 4月	同取締役常務執行役員資材部門及び環境安全管理部門担当、技術開発本部長
2018年 4月	同取締役技術統括部及び監査部担当
2021年 6月	当社社外取締役（現在）

所有する当社株式の数

400株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

西畑 彰氏は、株式会社三井E & Sホールディングスにおいて取締役や取締役常務執行役員を歴任し、技術全般及び企業経営に関する豊富な経験及び幅広い見識を有しております。こうした同氏の能力、識見、経歴に基づき、当社グループの健全経営の維持及び一層の発展を実現していくにあたり、社外取締役としての監督と有益な助言をいただくことを期待しております。



候補者番号

7

かとう
加藤

みちこ
倫子

(1953年8月20日生 女性)

新任

社外

独立

所有する当社株式の数

1,200株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1980年 4月 弁護士登録 名古屋弁護士会（現 愛知県弁護士会）入会
旗法律事務所入所
1998年 4月 名古屋弁護士会副会長
2001年 4月 加藤総合法律事務所（現 加藤・上田総合法律事務所）開設
2005年 4月 愛知県弁護士会研修委員会委員長
2007年 4月 名古屋大学大学院法学研究科教授
2015年 6月 当社社外監査役（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

加藤倫子氏は、弁護士の資格を有しており、名古屋大学大学院の教授も歴任するなど豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社においては、その経験と識見を活かし2015年から社外監査役を務めております。こうした同氏の能力、識見、経歴に基づき、当社グループの健全経営の維持及び一層の発展を実現していくにあたり、社外取締役としての監督と有益な助言をいただくことを期待しております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中 守氏は、現在及び過去10年以内において、当社の親会社である東海旅客鉄道株式会社の業務執行者であり、その地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
3. 新美篤志氏、西畑 彰氏及び加藤倫子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 新美篤志氏及び西畑 彰氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって新美篤志氏が8年、西畑 彰氏が3年となります。
5. 新美篤志氏及び西畑 彰氏は、現在、指名・報酬委員会の委員及び親会社等との重要な取引等に関する特別委員会の委員をそれぞれ務めておりますが、新美篤志氏及び西畑 彰氏の再任が承認された場合には、引き続き、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や取締役の報酬等の決定について、また、親会社等との重要な取引等に関する特別委員会の委員として親会社等との重要な取引等について、それぞれ客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。また、加藤倫子氏の選任が承認された場合には、指名・報酬委員会の委員及び親会社等との重要な取引等に関する特別委員会の委員として、それぞれ客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。
6. 当社は、新美篤志氏及び西畑 彰氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める額を限度額とする責任限定契約を締結しており、新美篤志氏及び西畑 彰氏の再任が承認された場合は、2名との当該契約を継続する予定であります。また、当社は、加藤倫子氏との間で社外監査役として同責任限定契約を締結しており、加藤倫子氏の社外取締役選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、新美篤志氏及び西畑 彰氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、新美篤志氏及び西畑 彰氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、加藤倫子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員とする予定であります。

【スキル・マトリックス】

各取締役候補者の知識・経験・能力等を踏まえ、特に期待される項目に●印をつけています。

取締役	企業経営	財務・会計	営業・マーケティング	海外	技術・開発	製造・品質管理	法務・コンプライアンス
田中 守	●				●	●	●
子安 陽	●	●	●	●			●
田山 稔	●	●		●	●	●	
深谷 道一		●	●	●			
新美 篤志	社外	●		●	●	●	●
西畑 彰	社外	●	●		●		
加藤 倫子	社外						●

※上記一覧表は、各取締役候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役 加藤倫子氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名	当社における地位	候補者属性
ふくいづみ やすし 福泉 靖史	—	新任 社外 独立

再任 再任監査役候補者 新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員



ふくいずみ やすし
福泉 靖史 (1958年7月16日生 男性)

新任

社外

独立

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

1982年 4月	三菱重工業株式会社入社
2011年 4月	Mitsubishi Power Systems Americas上級副社長
2015年 4月	三菱重工業株式会社/パワードメイン企画管理副統括部長
2017年 4月	同執行役員パワードメイン副ドメイン長
2019年 4月	同常務執行役員エナジードメイン副ドメイン長
2023年 4月	同エナジードメインExecutive Adviser

所有する当社株式の数

社外監査役候補者とした理由

福泉靖史氏は、三菱重工業株式会社において海外子会社の上級副社長や常務執行役員エナジードメイン副ドメイン長を歴任するなど、技術全般及び経営全般に関する豊富な経験や幅広い見識を有しております。こうした同氏の能力、識見、経歴は、取締役の職務執行を監督する上で相応しいものであり、当社社外監査役として適任であると考えております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 福泉靖史氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
3. 当社は、社外監査役候補者である福泉靖史氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める額を限度額とする責任限定契約を同氏と締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<株主提案(第4号議案)>

第4号議案は、1名の株主さまからのご提案によるものであります。

なお、株主提案の内容は、形式的な修正を除き、提案株主から提出された株主提案に係る書面の該当箇所（提案の理由は提出された内容）を原文のまま掲載したものであります。

当社取締役会としては、後述のとおり本株主提案に反対いたします。

第4号議案 剰余金の処分の件

1 議案の要領

貴社普通株式1株につき、金50円を配当する。

（中間配当金10円を含めた年間配当金は、合計60円となる。）

2 提案の理由

- (1) 貴社の売上高は、ここ数年堅調に推移しており、営業利益、経常利益についても、回復、上昇傾向にあり、貴社の純資産についても増加傾向にある（貴社の今期（195期）中間報告書5、2024年3月期第三四半期決算短信等参照）。
- (2) 他方、貴社の配当の状況（配当金、配当性向）について見ると、「長期的に安定配当を維持していく」との基本方針のもと、別紙のとおり配当金で推移しており、今期も中間配当の10円を含め、合計20円の配当となることが予想される。
- (3) しかしながら、上記（1）のとおり、会社の業績が上昇傾向にあることに加え、そもそも貴社の配当性向についてみると、別紙のとおり、同業他社（近畿車輛株式会社、川崎重工業株式会社）が軒並み高水準であるのに対し、貴社は低水準で推移している。また、配当が抑えられた額とされていることについて、これまで株主に対して明確かつ具体的な説明はなされていない状況にある。
- (4) さらに、貴社は、2010年から2014年までは1株当たり5円を配当し、2015年には1株当たり2.5円を配当し、その後、2018年10月1日に普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っているところ、株主に対する適切な利益の分配という観点からすれば、併合割合に相当程度比例した配当額の増加がなされてしかるべきであるにも関わらず、2016年から2020年までは無配、その後も1株あたり10円から20円と、株式の価値に合致した合理的な配当がなされているとは言い難い状況にある。
- (5) 以上の各事情を踏まえれば、長期に安定した経営を目指し、一定の内部留保を確保する必要性を踏まえてもなお、現時点において適切に剰余金を配当することで株主に対して利益を還元すべきである。

そして、具体的な配当額については、上記に述べたところに鑑み、期末の配当金として、一株あたり50円

とすべきである。

以上

(株主提案別紙)

配当金の推移

単位：円

	貴社	近畿車輛	川崎重工
2020年3月期	0	0	35
2021年3月期	10	30	0
2022年3月期	20	30	40
2023年3月期	20	50	90

配当性向の推移

単位：％

	貴社	近畿車輛	川崎重工
2020年3月期	0	0	31.3
2021年3月期	1.8	31.2	0
2022年3月期	5.5	7.5	53
2023年3月期	9.3	29.1	28.4

3 取締役会の意見

本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により本株主提案に反対します。

(理由)

当社は、「インフラストラクチャー創造企業」として、健全経営のもと、最高品質のものづくりを通じて社会基盤の充実と発展に幅広く貢献していくことを基本理念としており、この基本理念の下、配当については、長期的・安定的に実施することを基本とし、業績動向、財政状態及び今後の事業展開に向けた内部留保の充実などを総合的に勘案して決定しております。

このような配当の基本方針を旨としつつ、株主還元を充実していくことは重要な課題のひとつと認識しております。当社の1株あたりの年間配当金は、過去においては50円(※)を継続していたところ、北米事業の損失による業績の悪化を受け2016年3月期以降は無配の状況が続いておりましたが、2021年3月期に10円に復配いたしました。さらに、本定時株主総会の第1号議案において、2024年3月期の年間配当金は20円から

25円への増配（期末配当金は10円から15円への増配）をご提案しているほか、2025年3月期の年間配当金は30円の水準まで回復させることを予定しております。今後も、配当の基本方針を踏まえ、更に充実した株主還元が実現できるよう、中長期的な企業価値の向上に努めているところです。

一方、当社の財政状態につきましては、2024年3月末時点でまだ長期借入金の残高が376億円ある状況です。これは、過去の北米事業において発生した多額の損失による財務状況の悪化への対応として、2017年4月に当社の3つの工場資産を東海旅客鉄道株式会社（以下、「親会社」という。）へ譲渡するとともに、同年11月に親会社より350億円の長期借入を行ったことによるものです。

2019年3月期以降、当社は着実に利益をあげ手元資金を積み上げることで財務基盤の安定が一定程度図れたことから、2022年3月期より前述の長期借入金の返済を開始し、また、2017年に親会社に譲渡した3つの工場資産のうち豊川製作所を2023年3月に買い戻しました。しかしながら、今後も年間29億円の長期借入金の返済が続くとともに、残る鳴海製作所及び衣浦製作所を買い戻すための資金の確保も考慮する必要があります。さらに、当社は製造業として計画的に生産設備の維持・更新を行う必要があるほか、アフターコロナにおける鉄道事業者の車両更新需要の縮小など今後も厳しい経営環境が継続すると見込まれるなか、中長期的な企業価値向上のためには将来の収益獲得に向けた積極的な研究開発や設備投資も不可欠と考えております。

このように、当社の手元資金は、株主還元に加えて、当社の事業継続及び中長期的な企業価値の向上に必要な資金の活用に向けて積み上げているものであり、引き続きそれらを実現できる水準の手元資金の確保が必要な状況であると考えております。

このような状況のなかで、前述のとおり、本定時株主総会の第1号議案において、2024年3月期の期末配当金については、1株あたり5円の増配となる15円とすることをご提案させていただいており、第1号議案が本定時株主総会においてご承認・可決いただけると、中間配当金10円を含めた1株あたりの年間配当金は合計25円となります。

一方で、本株主提案は2024年3月期の期末配当を「当社普通株式1株につき、金50円（中間配当金10円を含めた1株あたりの年間配当金を合計60円）」とする内容ですが、このご提案は、前述の当社の配当の基本方針及び財政状態や経営環境を踏まえた今後の中長期的な資金活用方針等に沿うものとはいえ、結果として当社の中長期的な企業価値の向上に繋がらないものと判断いたします。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

※当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っており、当該株式併合を考慮した金額を記載しています。

以 上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

売上高	前連結会計年度比	880億58百万円	10.1%減	経常利益	前連結会計年度比	63億06百万円	40.3%増
営業利益	前連結会計年度比	60億60百万円	35.8%増	親会社株主に帰属する 当期純利益	前連結会計年度比	53億81百万円	72.6%増

(1) 事業の経過及び成果

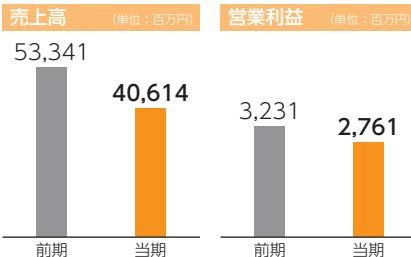
当連結会計年度（以下、「当期」という。）のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症からの社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復の動きが見られましたが、継続的な物価上昇、世界的な金融引き締めに伴う影響、地政学リスク等を注視する必要があり、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当期の当社グループの業績は、輸送用機器・鉄構事業、建設機械事業の売上が増加した一方、鉄道車両事業、エンジニアリング事業の売上が減少したことなどにより、売上高は前期比10.1%減少の88,058百万円となりました。利益面につきましては、輸送用機器・鉄構事業、建設機械事業の利益が増加したことなどにより、営業利益は前期比35.8%増加の6,060百万円、経常利益は前期比40.3%増加の6,306百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比72.6%増加の5,381百万円となりました。

以下、事業別の概況を申し上げます。

鉄道車両事業

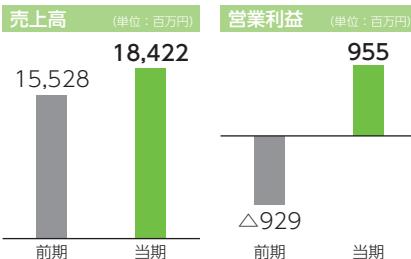
売上高構成比
46.1%



J R東海向け及びJ R西日本向けN700S新幹線電車や315系電車、HC85系特急型車両のほか、新京成電鉄向け電車、東京都交通局向け電車などの売上がありましたが、J R向け車両の売上が前期に比して減少したことなどにより、鉄道車両事業の売上高は40,614百万円となり、前期比23.9%減少となりました。

輸送用機器・鉄構事業

売上高構成比
20.9%

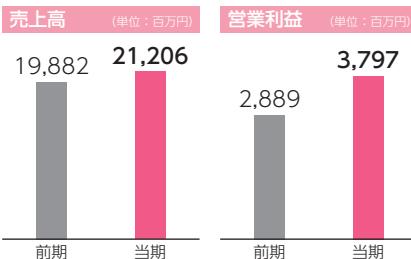
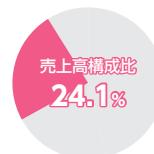


輸送用機器におきましては、民生用バルクローリ、大型自走式キャリヤ、無人搬送装置、貨車などの売上があり、民生用バルクローリ、大型自走式キャリヤ、LNGトレーラの売上が前期に比して増加しました。

鉄構におきましては、佐世保道路須崎橋、東海環状員弁川橋、飯沼川高架橋などの売上があり、これらの道路橋の売上が前期に比して増加しました。

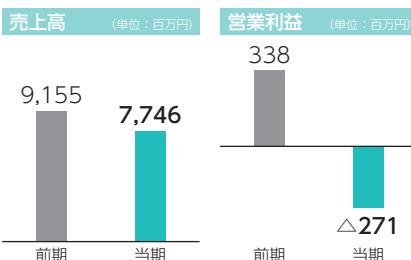
以上の結果、輸送用機器・鉄構事業の売上高は18,422百万円となり、前期比18.6%増加となりました。

建設機械事業



大型杭打機、全回転チュービング装置、小型杭打機などの売上があり、国内向けの杭打機の売上が前期に比して増加したことなどにより、建設機械事業の売上高は21,206百万円と前期比6.7%増加となりました。

エンジニアリング事業



鉄道事業者向け機械設備のほか、各地のJA向け営農プラント、家庭紙メーカー向け製造設備などの売上がありましたが、鉄道事業者向け機械設備の売上が前期に比して減少したことなどにより、エンジニアリング事業の売上高は7,746百万円と前期比15.4%減少となりました。

当期末の受注残高は146,472百万円で、その内訳は、鉄道車両事業で97,711百万円、輸送用機器・鉄構事業で29,013百万円、建設機械事業で16,036百万円、エンジニアリング事業で3,711百万円となっております。

事業別売上高比較

事業区分	前期売上高	構成比	当期売上高	構成比	当期受注高
鉄道車両	53,341 ^{百万円}	54.4 [%]	40,614 ^{百万円}	46.1 [%]	33,219 ^{百万円}
輸送用機器・鉄構	15,528	15.9	18,422	20.9	23,101
建設機械	19,882	20.3	21,206	24.1	18,461
エンジニアリング	9,155	9.3	7,746	8.8	9,341
その他	61	0.1	68	0.1	68
合計	97,969	100.0	88,058	100.0	84,193

(2) 資金調達の状況

当期につきましては、重要な借入れ等はありません。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は2,653百万円でした。主なものとして、鉄道車両事業において横中ぐり盤の更新やレーザー溶接装置の増備などがあり、各製作所の生産能力の維持・向上のための設備の更新を実施いたしました。

なお、当社は、2017年4月に豊川製作所、衣浦製作所、鳴海製作所の工場資産を当社の親会社（東海旅客鉄道株式会社）へ譲渡しました。当該取引は、当社の親会社との取引であり、かつ、譲渡した工場資産は譲渡後も親会社との間で賃貸借契約を締結して当社が従前どおり工場として使用を継続しているため、これら工場資産の「土地」及び「建物及び構築物」については売買処理を行っておらず、有形固定資産に計上しております。また、当該取引はファイナンス・リース取引には該当しないため、工場資産の譲渡価額は長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）に計上しております。

従って、譲渡した工場資産に係る設備投資についても「建物及び構築物」、「機械装置及び運搬具」及び「その他」に計上するとともに、設備投資の一部を長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）に計上しております。

また、譲渡した工場資産のうち豊川製作所を2023年3月に親会社から買い戻したことにより、長期借入金が増加しました。これによる有形固定資産計上額への影響はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の中期経営計画「日車変革2030」を引き続き推進することにより、「連結売上高経常利益率5%の安定的確保」を経営指標として、売上高に対する利益を安定的に確保することを目指しております。

当社は、次期連結業績見通しを踏まえ、コストダウンの更なる推進等の経営改善の取組みを着実に進めてまいります。各事業別の対処すべき課題は以下のとおりです。

鉄道車両事業は、アフターコロナにおける鉄道事業者の車両更新需要の縮小など、今後も厳しい受注環境が継続することが見込まれます。このような環境下において、新幹線電車をはじめ、特急型車両、通勤型車両、事業用車両等、幅広い車種に対応できる強みを生かしつつ、安全、品質、保守に磨きをかけ進化させた次世代を築くブランドN-QUALISによる差別化と生産プロセスの改善によるコスト低減に努め、競争力の強化を継続して進めてまいります。

建設機械事業は、国内市場では都市部における再開発需要が継続して見込まれ、国外市場では多少の波はあるものの今後も一定の建設需要が継続すると見込まれます。このような市況において、杭打機をはじめとする建設機械の製造・開発ノウハウを生かし、各地域のニーズに合った柔軟な対応を進めるとともに、電動化・自動化・省力化などを実現することにより、競争力の強化に努めてまいります。

輸送用機器・鉄構事業は、輸送用機器は各種タンクローリ、製鉄所向けキャリア、無人搬送装置については今後も更新需要を中心に一定程度の需要があると見込まれるものの、厳しい受注環境にあることは変わりません。このような環境下において、主力の高圧ガスタンクローリや大型陸上車両（キャリア）を中心に、将来的なエネルギー動向を踏まえた市場ニーズを捉えた新製品の投入や新技術の導入に向けた技術開発を進めるとともに、設計の標準化等によるコスト低減を進め、競争力の強化と新規顧客の開拓に努めてまいります。鉄構は、新設橋梁は引き続き一定量の発注量があるものと予測されますが、厳しい受注環境が継続するものと思われま。一方、高速道路の大規模更新・大規模修繕の発注量が増加傾向にあるなど老朽化対策による補修・保全事業の重要性が一層高まっています。このような環境を踏まえ、新設橋梁は引き続き技術提案能力の強化に努め、受注量を確保するとともに、補修・保全事業では、東海道新幹線の大規模改修工事における橋梁補修の工事実績を通じて蓄積したノウハウを活かして道路橋の補修・保全工事の受注に努めてまいります。

エンジニアリング事業は、鉄道事業者向け機械設備、穀物乾燥調製貯蔵施設及び製紙機械は社会基盤として不可欠な設備であり、今後も一定の需要が継続すると見込まれます。これらの設備には安全性向上、省力化に加え、高齢化や労働力不足を補う省人化や保守性の向上が求められており、市場ニーズにきめ細かく対応する提案を進めることにより、収益確保に努めてまいります。

当社は、過去の米国向け大型鉄道車両案件において発生した多額の損失による財務状況の悪化への対応として、2017年4月に豊川製作所、衣浦製作所、鳴海製作所の工場資産を当社の親会社（東海旅客鉄道株式会社）へ譲渡し、さらに、同年11月に親会社より350億円の長期借入を行いました。

2021年度より上記の長期借入金の返済を開始し、また、譲渡した工場資産のうち豊川製作所を2023年3月に親会社から買い戻しました。引き続き、長期借入金を着実に縮減し財務基盤の強化に努めるとともに、現在取り組んでいる経営改善の取組みを進め、経営体力の強化を図っていきます。

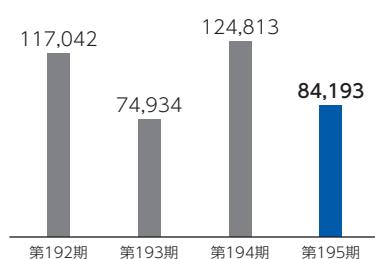
(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

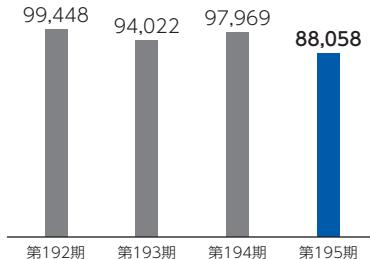
区分	第192期 (2020年度)	第193期 (2021年度)	第194期 (2022年度)	第195期 (2023年度)
受注高	117,042	74,934	124,813	84,193
売上高	99,448	94,022	97,969	88,058
経常利益	9,301	6,317	4,494	6,306
親会社株主に帰属する当期純利益	7,928	5,226	3,118	5,381
1株当たり当期純利益	549.31円	362.14円	216.08円	372.93円
総資産	136,595	132,868	124,363	136,397
純資産	45,288	48,018	51,123	62,228

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第193期の期首から適用しております。

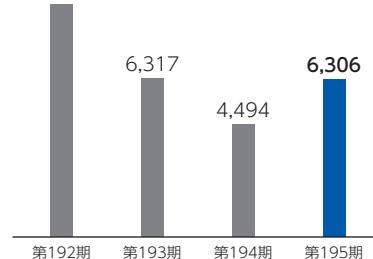
■ 受注高 (単位: 百万円)



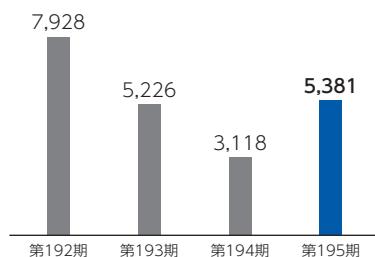
■ 売上高 (単位: 百万円)



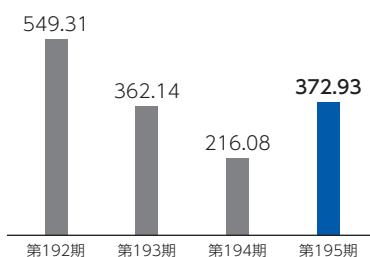
■ 経常利益 (単位: 百万円)



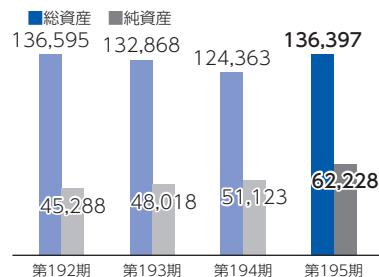
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位: 円)



■ 総資産/純資産 (単位: 百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は東海旅客鉄道株式会社で、同社は当社の株式7,352千株（議決権比率51.2%）を保有しております。

当社は親会社より鉄道車両等を受注し、製作・納入しております。また、当社は親会社に工場資産を譲渡しておりますが、そのうち豊川製作所については2023年3月31日に親会社から買い戻しました。残る衣浦製作所、鳴海製作所を、譲渡後も親会社と賃貸借契約を締結し、当社が従前どおり工場として使用を継続しております。さらには、当社は親会社より資金を借り入れております。

親会社との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

ア. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

(ア)親会社に対する鉄道車両等の販売価格その他の取引条件につきましては、市場価格及び過去の取引実績等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(イ)親会社からの工場資産の賃貸借契約につきましては、独立した第三者との取引と同等の条件で契約しております。

(ウ)親会社からの資金の借入における金利等の取引条件は、市場金利、当社の財務状況及び金融機関等との取引条件を考慮して合理的な条件としております。

イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社との重要な取引等につきましては、その内容の公正性・合理性を確保するため、取締役会での決議に先立ち、過半数の独立社外取締役を含む、親会社からの独立性を有する者のみで構成する「親会社等との重要な取引等に関する特別委員会」で審議を行っております。取締役会は、当該委員会での審議内容を尊重し、親会社以外の株主の利益を阻害していないことを確認した上で決議を行っております。

ウ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
株式会社日車エンジニアリング	50 百万円	100.0 %	鉄道車両の部品製造及び役務提供
NIPPON SHARYO MANUFACTURING, LLC	10 百万ドル	100.0	鉄道車両製品の既存顧客に対するサービス等
重車輛工業株式会社	10 百万円	100.0	建設機械等の販売・修理・レンタル
株式会社日車ビジネスアソシエツ	90 百万円	100.0	保険代理業、福利厚生業務

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	主な製品
鉄道車両	電車、気動車、ハイブリッド車、客車、保線機械、車両部品
輸送用機器・鉄構	タンクローリ、タンクトレーラ、タンクコンテナ、貯槽、大型陸上車両（キャリア）、無人搬送装置、貨車、道路橋、鉄道橋
建設機械	杭打機、全回転チュービング装置、アースドリル、障害撤去機、その他基礎工事関連製品
エンジニアリング	鉄道事業者向け機械設備、営農プラント、製紙関連設備

(8) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

①当社

名称	所在地
本社	名古屋市熱田区
東京本部	東京都港区
営業所	大阪市北区・福岡市博多区・札幌市清田区・仙台市若林区
海外駐在員事務所	中華人民共和国上海市
工場	豊川製作所 愛知県豊川市
	衣浦製作所 愛知県半田市
	鳴海製作所 名古屋市緑区

②子会社

名称	所在地
株式会社日車エンジニアリング	愛知県豊川市
NIPPON SHARYO MANUFACTURING, LLC	米国イリノイ州
重車輜工業株式会社	東京都中央区
株式会社日車ビジネスアソシエイツ	名古屋市熱田区

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

事業区分	従業員数
鉄道車両両	1,194 名
輸送用機器・鉄構	382
建設機械	357
エンジニアリング	96
その他	234
合計	2,263

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
東海旅客鉄道株式会社	37,665 百万円

(注) 上記金額には、譲渡した固定資産の譲渡価額について計上したものを含み、これらに対応する資金の借入額は14,405百万円であります。

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

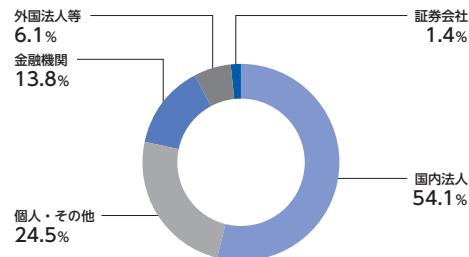
(1) 発行可能株式総数 32,800,000株

(2) 発行済株式の総数 14,431,796株
(自己株式243,216株を除く)

(3) 株主数 11,081名

(4) 大株主

所有者別の株式保有比率



株主名	持株数 千株	持株比率 %
東海旅客鉄道株式会社	7,352	50.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	805	5.58
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	335	2.32
村松 俊三	275	1.90
日本車輛従業員持株会	264	1.83
株式会社三菱UFJ銀行	202	1.40
日本生命保険相互会社	129	0.89
三井住友信託銀行株式会社	117	0.81
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	105	0.72
日本車輛協力企業持株会	87	0.60

(注) 1. 当社は自己株式を243千株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

会社における地位			氏名		担当及び重要な兼職の状況	
代表取締役社長	田	中 守				
代表取締役副社長	子	安 陽			管理部門担当 コンプライアンス管掌	
常務取締役	田	山 稔			企画本部長	
取締役	深	谷 道一			機電本部長	
取締役	齋	藤 勉			弁護士	
取締役	新	美 篤志			株式会社名古屋証券取引所 取締役	
取締役	西	畑 彰				
常勤監査役	上	田 素之				
常勤監査役	西	村 浩人				
監査役	加	藤 倫子			弁護士	
監査役	臼	井 俊一			東海旅客鉄道株式会社 常務執行役員	

- (注) 1. 取締役 齋藤 勉氏、新美篤志氏及び西畑 彰氏は社外取締役であります。また、常勤監査役 上田素之氏及び監査役 加藤倫子氏は社外監査役であります。
2. 社外取締役及び社外監査役の兼職先と当社との間に開示すべき関係はありません。
3. 常勤監査役 上田素之氏は、金融機関における業務の経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 齋藤 勉氏、新美篤志氏、西畑 彰氏、常勤監査役 上田素之氏及び監査役 加藤倫子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の異動
- 就任 2023年6月29日開催の第194回定時株主総会において、新たに取締役に田中 守氏、監査役に上田素之氏及び西村浩人氏が選任され、就任しました。
- 退任 2023年6月29日開催の第194回定時株主総会終結の時をもって、取締役社長 五十嵐一弘氏、常勤監査役 飯泉 浩氏及び戸松裕二氏は任期満了により退任しました。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結し、被保険者が業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が被る損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 会社役員の報酬等に関する事項

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会で取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その内容は、報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能し、個人別の報酬額の決定手続きを客観性・透明性あるものとするため、役職に応じた報酬体系とすること及び担当業務の成果等を総合的に勘案して基本報酬を算定することであります。

また、当社は、取締役の報酬等の決定における客観性・合理性を確保するため、全社外取締役と代表取締役社長を構成員とする指名・報酬委員会を設置しております。決定方針の決定方法は、指名・報酬委員会において審議を経たうえで、取締役会において当該審議内容を尊重して決議しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に係る株主総会決議日は1994年6月29日であり、その決議の内容は、取締役の報酬額を月額3,000万円以内、監査役の報酬額を月額800万円以内とするものであります。なお、当該株主総会決議日における役員の員数は、取締役が18名、監査役が4名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定につきましては、代表取締役社長である田中 守に委任する旨を取締役会において決議しております。なお、取締役会の決議に先立ち、指名・報酬委員会において審議を行っております。

委任された権限の内容は、決定方針に基づき、各取締役の個人別報酬を決定するというものであり、会社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当業務について評価を行うためには代表取締役社長が適任であることがその理由であります。

指名・報酬委員会では、取締役の報酬等の内容等について、決定方針との整合性を含めて審議を行っており、代表取締役社長による委任された内容の決定にあたっては、当該審議内容を踏まえておりますので、取締役会としても取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	94 (19)	94 (19)	－ (－)	－ (－)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	41 (27)	41 (27)	－ (－)	－ (－)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	136 (46)	136 (46)	－ (－)	－ (－)	13 (6)

(注) 上表には、2023年6月29日開催の第194回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名を含み、無報酬の監査役1名を除いております。

(5) 当社の執行役員の氏名等 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	延岡陽二郎	企画本部経営企画部長 経理部副担当
執行役員	武慎一	総務部長 人事部副担当
執行役員	内藤恒陽	鉄道車両本部長
執行役員	中村哲也	鉄道車両本部副本部長
執行役員	平岩寿朗	鉄道車両本部副本部長 鉄道車両本部営業総括部長
執行役員	片桐 衆	輸機・インフラ本部長
執行役員	西尾俊彦	輸機・インフラ本部副本部長 輸機・インフラ本部衣浦製作所長
執行役員	富田庸公	機電本部副本部長 機電本部管理部長 機電本部鳴海製作所長
執行役員	五十嵐基仁	エンジニアリング本部長
執行役員	橋本 淳	本社技師長 安全衛生環境部担当 開発本部担当 技術部門・品質部門管掌

(注) 当事業年度中の異動
就任 2023年6月29日付にて新たに橋本 淳氏が執行役員に就任しました。

(6) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

(出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要)

取締役 齋藤 勉

当事業年度に開催した14回の取締役会全てに出席いたしました。

取締役会においては、弁護士としての豊富な経験及び幅広い見識を基に、議案に関する質疑及び意思決定の妥当性、適正性を確保するための意見の表明を行う等、独立した客観的な立場から業務執行を監督する役割を果たしております。

また、指名・報酬委員会では、委員長として適切な意見表明を行い、独立した客観的な立場から経営陣の監督を主導しております。親会社等との重要な取引等については、親会社等との重要な取引等に関する特別委員会の委員長として適切な意見表明を行い、独立した客観的な立場から支配株主等との間の利益相反の監督を主導しております。

取締役 新美 篤志

当事業年度に開催した14回の取締役会全てに出席いたしました。

取締役会においては、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を基に、議案に関する質疑及び意思決定の妥当性、適正性を確保するための意見の表明を行う等、独立した客観的な立場から業務執行を監督する役割を果たしております。

また、指名・報酬委員会では、委員として適切な意見表明を行い、独立した客観的な立場から経営陣を監督しております。親会社等との重要な取引等については、親会社等との重要な取引等に関する特別委員会の委員として適切な意見表明を行い、独立した客観的な立場から支配株主等との間の利益相反を監督しております。

取締役 西畑 彰

当事業年度に開催した14回の取締役会のうち12回に出席いたしました。

取締役会においては、企業経営に関する豊富な経験及び幅広い見識を基に、議案に関する質疑及び意思決定の妥当性、適正性を確保するための意見の表明を行う等、独立した客観的な立場から業務執行を監督する役割を果たしております。

また、指名・報酬委員会では、委員として適切な意見表明を行い、独立した客観的な立場から経営陣を監督しております。親会社等との重要な取引等については、親会社等との重要な取引等に関する特別委員会の委員として適切な意見表明を行い、独立した客観的な立場から支配株主等との間の利益相反を監督しております。

常勤監査役 上田 素之

就任後に開催した11回の取締役会全てに出席し、10回の監査役会全てに出席いたしました。

取締役会においては、議案に関する質疑及び適法性、適正性を確保するための意見の表明を行いました。また、監査役会においては、監査の方法及びその結果に関する相当性を確保するための意見の表明を行いました。

監査役 加藤 倫子

当事業年度に開催した14回の取締役会のうち12回に出席し、14回の監査役会のうち13回に出席いたしました。

取締役会においては、主に弁護士として法令遵守等の見地から議案に関する質疑及び適法性、適正性を確保するための意見の表明を行いました。また、監査役会においては、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について意見の表明を行いました。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額

76百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

76百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の報酬等の額は明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、当事業年度の監査計画における監査項目や監査時間等の妥当性、並びに時系列比較や業界比較を踏まえた報酬額の妥当性を確認し、会計監査人の監査報酬額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により解任する方針としております。また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、必要と判断した場合は、株主総会に提出する当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定する方針としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	75,771
現金及び預金	3,906
受取手形、売掛金及び契約資産	27,938
電子記録債権	2,202
商品及び製品	1,302
半製品	1,300
仕掛品	24,519
原材料及び貯蔵品	2,027
短期貸付金	11,641
その他	941
貸倒引当金	△8
固定資産	60,626
有形固定資産	27,669
建物及び構築物	6,762
機械装置及び運搬具	4,508
土地	14,100
リース資産	1,248
建設仮勘定	448
その他	601
無形固定資産	361
投資その他の資産	32,595
投資有価証券	21,910
繰延税金資産	153
退職給付に係る資産	9,783
その他	753
貸倒引当金	△6
資産合計	136,397

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	31,714
支払手形及び買掛金	7,480
電子記録債務	10,319
1年内返済予定の長期借入金	3,210
未払費用	3,148
未払法人税等	606
前受金	619
賞与引当金	1,919
工事損失引当金	270
受注損失引当金	468
その他	3,669
固定負債	42,455
長期借入金	34,454
リース債務	1,213
繰延税金負債	6,247
石綿健康被害補償引当金	72
退職給付に係る負債	304
その他	163
負債合計	74,169
(純資産の部)	
株主資本	49,761
資本金	11,810
資本剰余金	156
利益剰余金	38,319
自己株式	△525
その他の包括利益累計額	12,466
その他有価証券評価差額金	10,112
為替換算調整勘定	△2,238
退職給付に係る調整累計額	4,592
純資産合計	62,228
負債・純資産合計	136,397

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) (単位 百万円)

科目	金額	
売上高		88,058
売上原価		73,981
売上総利益		14,076
販売費及び一般管理費		8,016
営業利益		6,060
営業外収益		
受取利息	26	
受取配当金	342	
持分法による投資利益	52	
為替差益	1	
受取賃貸料	34	
受取保険金	54	
その他	64	576
営業外費用		
支払利息	258	
その他	72	330
経常利益		6,306
特別利益		
固定資産売却益	33	
投資有価証券売却益	497	530
特別損失		
固定資産除売却損	570	570
税金等調整前当期純利益		6,266
法人税、住民税及び事業税	909	
法人税等調整額	△24	885
当期純利益		5,381
親会社株主に帰属する当期純利益		5,381

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	71,798	流動負債	30,239
現金及び預金	955	支払手形	154
受取手形	573	買掛金	6,807
売掛金及び契約資産	26,214	電子記録債務	10,266
電子記録債権	2,636	1年内返済予定の長期借入金	3,210
商品及び製品	1,184	未払金	2,487
半製品	1,300	未払費用	3,129
仕掛品	24,518	未払法人税等	543
原材料及び貯蔵品	2,024	前受金	541
前渡金	151	預り金	256
前払費用	257	前受収益	2
短期貸付金	11,641	賞与引当金	1,865
その他	349	工事損失引当金	270
貸倒引当金	△8	受注損失引当金	468
固定資産	52,540	その他	235
有形固定資産	26,561	固定負債	39,615
建物	5,915	長期借入金	34,454
構築物	735	繰延税金負債	4,270
機械及び装置	4,346	退職給付引当金	787
車両運搬具	127	石綿健康被害補償引当金	72
工具、器具及び備品	596	その他	31
土地	14,310	負債合計	69,854
建設仮勘定	448		
その他	81	(純資産の部)	
無形固定資産	358	株主資本	44,519
ソフトウェア	297	資本金	11,810
施設利用権	46	資本剰余金	0
その他	14	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	25,620	利益剰余金	33,230
投資有価証券	20,822	利益準備金	86
関係会社株式	418	その他利益剰余金	33,143
出資金	3	繰越利益剰余金	33,143
関係会社出資金	18	自己株式	△521
長期前払費用	234	評価・換算差額等	9,964
前払年金費用	3,939	その他有価証券評価差額金	9,964
その他	189		
貸倒引当金	△6	純資産合計	54,484
資産合計	124,338	負債・純資産合計	124,338

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高		86,604
売上原価		73,317
売上総利益		13,286
販売費及び一般管理費		7,584
営業利益		5,702
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	427	
為替差益	2	
受取賃貸料	52	
受取保険金	54	
その他	64	615
営業外費用		
支払利息	253	
その他	72	325
経常利益		5,992
特別利益		
固定資産売却益	32	
投資有価証券売却益	497	529
特別損失		
固定資産除売却損	570	570
税引前当期純利益		5,951
法人税、住民税及び事業税	792	
法人税等調整額	△13	778
当期純利益		5,173

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

日本車輛製造株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水 上 圭 祐
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 細 井 怜
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本車輛製造株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本車輛製造株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

日本車輛製造株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 水 上 圭 祐
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 細 井 怜
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本車輛製造株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第195期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第195期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている親会社との間の取引について、会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との間の取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

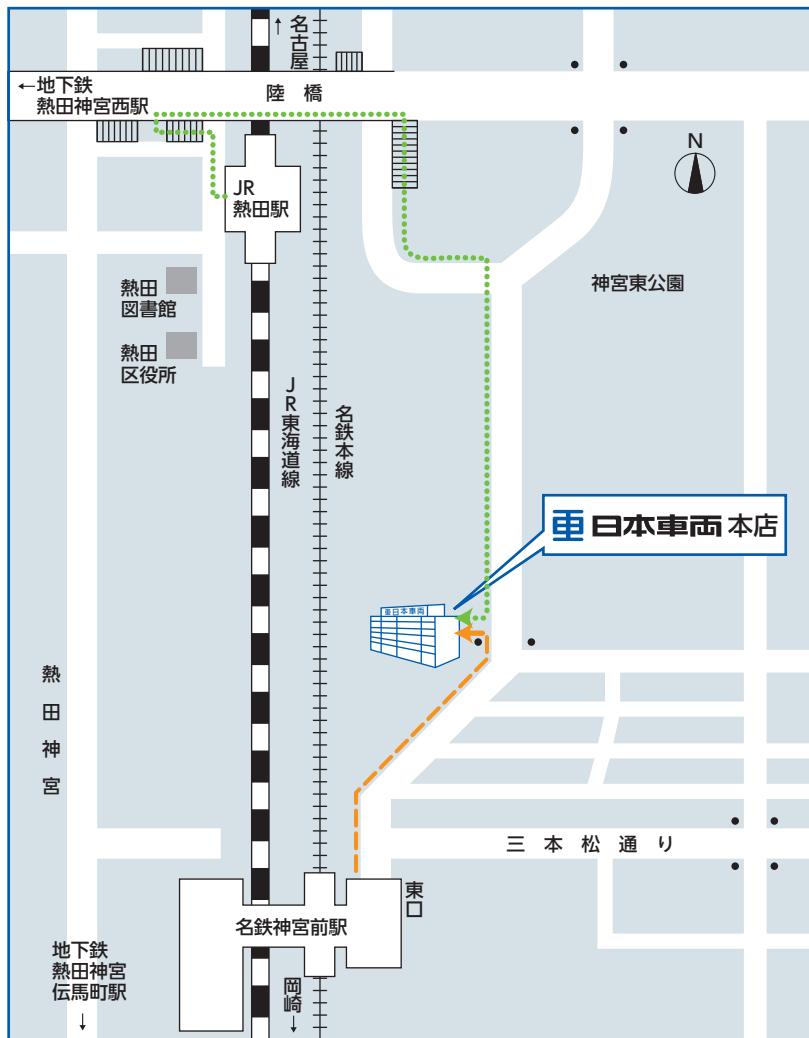
2024年5月17日

日本車輛製造株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	上	田	素	之	㊟
常勤監査役	西	村	浩	人	㊟
監査役 (社外監査役)	加	藤	倫	子	㊟
監査役	白	井	俊	一	㊟

以上

株主総会会場ご案内略図



交通機関

名鉄・神宮前駅下車、東口より
徒歩約5分

JR・熱田駅下車、徒歩約10分

株主総会ご出席の株主様へ
のお土産はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い
申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。